

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後	改正前
<p>（単位の算定方法）</p> <p>第6条の2 修業教科目の単位数は、次に掲げる基準により算定するものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる修業教科目のうち情報処理及び総合演習については、これらの学修等の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。</p>	<p>（単位の算定方法）</p> <p>第6条の2 修業教科目の単位数は、次に掲げる基準により算定するものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる修業教科目のうち情報処理、国際理解、総合演習及び自然観察体験については、これらの学修等の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。</p>
<p>（授業料等の減免）</p> <p>第18条の5 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</p> <p><u>（1）授業料 次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>ア 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>（ア） 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p><u>（イ） 本人又は保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p><u>（ウ） 次に定める通学の区分に応じ、それぞれに掲げる費用の多額の負担により授業料の支弁が</u></p>	<p>（授業料等の減免）</p> <p>第18条の5 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、<u>災害その他の理由により授業料、入学選抜手数料及び入学料の納付が困難であると認められる者について</u>行うものとする。</p>

困難であると認められるとき。

a 自宅通学 通学に要する費用

b 自宅外通学 通学及び宿泊に要する費用
(宿泊に要するものについては、自宅からの通学が困難である場合に限る。)

(エ) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。

イ 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次のいずれかに該当するとき。

(ア) アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するとき。

(イ) 本人又は保護者が破産手続開始の決定を受けている場合その他授業料の支弁が困難であると認められるとき。

(ウ) その他減免する必要があると認められるとき。

(2) 入学選 hands 手数料及び入学科 火災、風水害等の非常災害により入学選 hands 手数料又は入学科の支弁が困難であると認められるとき。

2 略

別表第1 (第6条関係)

系列	修業教科目	授業の方法	単位数	
教養科目	略			
	国語表現	演習	1	
	略			
	国際理解	講義	2	
	略			
	スポーツ学	講義	1	
必修科目	スポーツ実技	実技	1	
	保育の本質・目的の理解に関する科目	略		
		保育原理	講義	2
	保育の対象の理解に関する科目	保育原理	講義	2
		略		
		小児保健	講義	2
小児保健		講義	2	
小児保健		実習	1	
小児栄養		演習	1	
保育の内	小児栄養	演習	1	
	略			
保育の内	保育内容	演習	1	

2 略

別表第1 (第6条関係)

系列	修業教科目	授業の方法	単位数	
教養科目	略			
	生物学	講義	2	
	略			
	国際理解	演習	1	
	略			
	体育講義	講義	1	
必修科目	体育実技	実技	1	
	保育の本質・目的の理解に関する科目	略		
		保育原理	講義	4
	保育の対象の理解に関する科目	略		
		小児保健	講義	4
			実習	1
小児栄養		演習	2	
保育の内	略			
	保育の内	環境	演習	1

容・方法 の理解に 関する科 目	(環境)				
	保育内容 (人間関係)	演習		1	
	保育内容 (言葉)	演習		1	
	保育内容 (健康)	演習		1	
	保育内容 (表現)	演習		1	
	保育内容総 論	演習		1	
	乳児保育	演習		1	
	乳児保育	演習		1	
	略				
	基礎技能	音楽	演習		1
音楽		演習		1	
児童文化		演習		1	
略					
保育実習	保育実習 (施設)	実習		3	
	保育実習 (保育所)	実習		2	
略					
選択必 修科目	保育の本 質・目的 の理解に 関する科 目	同和保育	講義	2	
	保育の対 象の理解 に関する 科目	発達障害児 保育	講義	2	
		障害児 (者)福祉	講義	5	
	保育の内 容・方法 の理解に 関する科 目	保育環境	演習		1
		児童文化	演習		1
		表現演習	演習		1
		表現演習	演習		1
		表現演習	演習		1
		レクリエー ション指導 法	演習		1
		気になる子 保育演習	演習		1
障害児	演習		2		

容・方法 の理解に 関する科 目	人間関係	演習		1	
	言葉	演習		1	
	健康	演習		1	
	表現(造 形)	演習		1	
	表現(音楽 リズム)	演習		1	
	乳児保育	演習		2	
	略				
	基礎技能	基礎音楽	演習		2
		レクリエー ション指導 法	演習		1
		略			
保育実習	保育実習	実習		5	
略					
選択必 修科目	保育の本 質・目的 の理解に 関する科 目	同和保育	講義	2	
	保育の対 象の理解 に関する 科目	自然観察体 験	演習	1	
		カウンセリング論	演習	1	
	保育の内 容・方法 の理解に 関する科 目	保育計画論	演習	1	
		国語表現	演習	1	
	保育の内 容・方法 の理解に 関する科 目	児童文化	演習	2	
乳児保育実 習		実習		1	
表現リズム	演習		1		

	(者)支援		
	保育計画論	演習	1
基礎技能	ピアノ	演習	2
	ピアノ	演習	1
	音楽	演習	1
	体育指導法	演習	1
	保育実習	保育実習	実習
	保育実習	実習	2
	乳児保育実習	実習	1
	障害児(者)支援実習	実習	1

別表第2(第9条関係)

系列	単位数
略	
選択必修科目	10

備考

- 1 及び 2 略
- 3 選択必修科目のうち障害児(者)福祉、障害児(者)支援並びに障害児(者)支援実習の科目及び単位数を修得した生徒に対しては、居宅介護従業者養成研修(障害者等(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。))に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、障害者自立支援法第30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく基準において指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの資格となるものをいう。)に係る2級課程の修了証明書を授与する。

基礎技能	造形	演習	1
	ピアノ	演習	2
	総合音楽	演習	1
	ピアノ	演習	1
	体育	演習	2
保育実習	保育実習	実習	2
	保育実習	実習	2
老人福祉の理解に関する科目	老人福祉	講義	4
	老人介護演習	演習	2
	老人介護実習	実習	1

別表第2(第9条関係)

系列	単位数
略	
選択必修科目	10(老人福祉の理解に関する科目に係る単位を除く。)

備考

- 1 及び 2 略
- 3 選択必修科目のうち老人福祉の理解に関する科目及び単位数を習得した生徒に対しては、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の訪問介護員養成研修に係る2級課程の修了証明書を授与する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に鳥取県立保育専門学院に在学している者で施行日以後引き続き在学するもの(以下「在學生」という。)の進級又は卒業に必要な修業教科目数及び単位数については、院長が別に定めるところにより、在學生が施行日前に修得した修業教科目の単位を改正後の鳥取県立

保育専門学院学則の相当する修業教科目の単位とみなす。